

代田地区地区街づくり計画

名 称	代田地区地区街づくり計画
位 置	代田一丁目、代田二丁目、代田三丁目、代田四丁目、代田五丁目及び代田六丁目各地内
面 積	約136.0ha
街づくりの目標	本地区は、小田急小田原線、京王井の頭線及び環状七号線が通り、にぎわいの拠点である下北沢駅周辺地区に隣接した市街地である。一方で、羽根木公園や北沢川緑道等の魅力的なみどりを有し、閑静で良好な戸建て住宅を中心とした住環境が形成されている。 このような良好な住環境の背景には、江戸時代から受け継がれる「代田餅搗き（区指定無形民俗文化財）」や「ダイダラボッチ」の伝説をはじめとする風習・文化、富士山の眺望など、地域の魅力を大切にしてきた住民の思いがある。また、本地区は、世田谷区都市整備方針（令和7年7月）において、良好な住環境の保全・育成等を図る地区としている。 小田急線の地下化による上部利用施設の整備や、小学校の統合による新たな複合施設（さくら花見堂・まもりやまテラス）の整備が完了し、街の更新を経て、地区全体が緩やかにつながり、住環境の調和を保ちながら更なる魅力を育むため、以下の目標のもと街づくりを推進する。 - 心地よい住環境やコミュニティを育むまち - 歩きやすく出かけやすいまち - まちのみどりを守り育て憩えるまち - 災害に強く、安心してくらせるまち - 歴史や文化など代田の魅力を大切にするまち
街づくりの方針	目標の実現に向け、次のように街づくりの方針を定める。なお、本計画策定後、住環境の変化に応じて、街の状況等を地区住民等と確認する。
交通機能の整備、維持管理の方針	- 安全で快適に通行できる交通環境の形成 - 建築物の建築時及び建築時以外においても機会を捉えて狭あい道路の拡幅整備を進める。 - 所有者、管理者などが適切に樹木の維持管理を行う等により、沿道の見通しを確保する。 - 歩行者、自転車、自動車等が安全に共存し通行できるよう、交通安全の促進を図る。 - 外出しやすい環境整備 - 狭い道や坂道が多い住宅地という地区特性を踏まえ、座れる場の設置など、ユニバーサルデザインの視点を取り入れながら、安心して外出できる、移動しやすい環境の整備を促進する。 - 歩行者等の暑熱対策に効果的なグリーンインフラ整備を促進する。 - 通りの安全性及び防犯効果を高めるため、場所に応じた夜間照度や視認性を確保する。

公園・広場等の整備、維持管理の方針	1 公園等の整備 ・大規模敷地の土地利用転換や寄付等の機会を捉え、公園が不足している地域を中心に、防災上有効な機能や空間として、またはみどり豊かな憩いの場や地域コミュニティの場として、公園等を整備し、保全を図る。
緑化・環境保全の整備、維持管理の方針	1 まちのみどり、環境の保全・育成 ・道路、緑道、公園・広場、建築敷地等のみどりが連続性をもって整備及び維持管理されることにより、みどり豊かで潤いのある市街地環境の保全・育成を図る。 ・良好な住環境を維持するため、所有者、管理者などが連携し、地区全体で適切なみどりの保全・創出、維持管理に努める。公共施設や小田急線上部のみどりの保全・創出、維持管理については、区民との協働も促進する。 ・羽根木公園や北沢川緑道のまとまったみどりとながり、地域の生態系を保全し、地球温暖化対策を推進するため、場所に即した植生や緑陰、保水力の確保、環境負荷低減に配慮した施設の設計及び設備の導入を促進する。
良好な住環境を育む整備、維持管理の方針	1 住宅地と調和する店舗等の促進 ・環状七号線沿道や駅周辺等では、住宅地と調和する店舗等を促進する。 ・隣接する住宅地への配慮を行いながら、小田急線上部利用施設周辺は安心して快適なにぎわいの形成を図る。 2 コミュニティづくりの促進 ・住む人をはじめ、地区に関わる人たちが参加し、交流できる場づくりを支援する。 ・世田谷代田駅の駅前広場については、交通機能を維持しつつ地域の活性化に資する活用が図られるよう、地区住民等と検討する。 ・地区住民等がまちを知り、関心を高め、良好な住環境を育むため、情報発信の充実を図る。 3 まちのマナーの向上 ・地区住民等が心地よく暮らせるよう、住環境の整備・維持管理などのマナーについて、住む人、働く人、訪れる人など、地区に関わる人たちへの啓発を図る。 4 地域の治安向上 ・地区住民等が安心して暮らせるよう、地区一帯で防犯対策を促進し、犯罪の抑制を図る。 5 防災力の向上 ・豪雨時の下水道等への雨水の流出を抑制し、浸水被害の防止を図るため、グリーンインフラの観点も踏まえ、雨水貯留浸透施設の整備を促進するとともに、建築物への浸水予防対策を講じるなど、水害に強い家づくりや備えについて啓発する。 ・災害時の避難の安全性を向上し、消防・救急活動の円滑化を図るため、倒壊の恐れがある塀等の設置を抑制し、狭あい道路の後退部分には通行上支障となるものを設置しない。 ・地区の防災力を高めるため、防災に係る情報を共有し、防災活動への参加の促進を図る。

整備計画			6 代田の歴史や文化、魅力の継承 ・世田谷代田駅駅前広場や代田富士356（みごろ）広場からの富士山の眺望を大切する。 ・住環境を育む上で代田の歴史や文化を大切にし、その普及・啓発及び継承を図る。
	規模、用途		延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。）第2条第1項第4号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が、1,500㎡以上の建築物
			延べ面積1,500㎡未満の建築物
			一戸建ての住宅以外の建築物
			一戸建ての住宅
	建築物の規模、用途に係る事項	座れる場の整備	世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成13年条例第68号。）（以下「住環境整備条例」という。）に定める環境空地を設置する場合は、歩行者等が座れる場を設ける。環境空地を要しない場合は、計画敷地内の道路付近に歩行者等が座れる場を設けるよう努める。
		一時停車空間の設置	住環境整備条例に定める自動車のための駐車施設を設置する場合は、敷地内に宅配便等の車両の一時停車空間を設ける。（幅2.5m×奥行6.0m程度。）
		駐輪場、ごみ置き場の設置	住環境整備条例に定める自動車のための駐車施設を設置する場合ははじめ、敷地の規模・形状等から可能な場合は、敷地内に宅配便等の車両の一時停車空間を設けるよう努める。（幅2.5m×奥行6.0m程度。）
		駐輪場、ごみ置き場の設置	1 共同住宅、寄宿舍又は長屋（以下「共同住宅等」という。）を整備する場合は、計画住戸数（寄宿舍は寝室数）以上の駐輪場を、非住宅用途についても必要とされる駐輪場を敷地内に設置するよう努める。 2 共同住宅等のごみ置き場（集積所）については、清掃事務所と協議し、敷地内に設置することに努める。また、管理者の連絡先を道路から視認できる箇所に掲出する。 3 1、2の規定において、3戸以下の共同住宅等はこの限りではない。
	建築物の立地に係る事項	狭あい道路の整備	狭あい道路に面する敷地は、狭あい道路の後退部分及び隅切部分は道路状に整備し、工作物を築造しない。また、プランター、自動車、バイク、自転車など、通行に支障となるものを置かない。
		すれ違い空間の確保	環状七号線に面する敷地は、歩行者等がすれ違いやすい沿道整備、空間の確保に努める。

その他建築物等に係る事項	沿道の夜間照度の確保	過度な照明は抑制しつつ、通りの安全性及び防犯効果を高めるため、門灯、玄関灯、庭園灯及び建築物の窓からの明かり等を感じられる、外構整備の工夫に努める。
	生活環境への配慮	1 冷暖房設備の室外機や、給湯器、換気設備等の排気口の設置においては、隣接敷地への騒音や排気の方向に配慮するよう努める。 2 隣地に面する窓、廊下その他これらに類するものを設ける場合は、互いのプライバシーの保護に配慮するよう努める。 3 隣地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離を50cm以上確保するよう努める。
	垣又はさくの構造の制限	道路、公園・緑道・身近な広場に面して垣又はさくを設ける場合は生垣又はフェンス等とし、フェンス等の場合は緑化に努める。ただし、高さが0.6m以下の部分についてはこの限りでない。
	緑化の促進	1 既存樹木の保全、緑化の創出に努める。 2 緑化は、道路や公園・緑道・身近な広場など、周囲からの視認性の高い場所に優先して行う。
	雨水・浸水対策	1 建築物の敷地内に雨水貯留浸透施設を設ける。 2 浸水予想区域及びその周辺においては、止水板の設置や建築物の床を道路面より高くするなどの浸水予防対策に努める。

「位置及び区域は、位置図表示のとおり」